

議案第1号～議案第3号 参考資料

【平成21年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会】

平成21年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会 議案参考資料

議案第1号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・	1
議案第2号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・	7
議案第3号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・	12

議案第 1 号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方公務員法第 24 条第 5 項 人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則
<p>【趣旨】</p> <p>国家公務員の休息時間が廃止されたことに伴い、当広域連合の職員に係る休息時間を廃止するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 休息時間に関する条文を削除する。 (2) 休憩時間の規定内容を改正</p>	
施行日	平成 21 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>休息時間の廃止に伴い、勤務時間を午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、休憩時間を午後 0 時から午後 1 時までの 1 時間とするため、別途、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する規程の一部改正を行う。</p> <p>(現行) 勤務時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 休息時間：午後 0 時から午後 0 時 15 分まで 休憩時間：午後 0 時 15 分から午後 1 時まで 45 分間</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(休憩時間)</p> <p>第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては<u>少なくとも45分</u>、8時間を超える場合においては<u>少なくとも1時間</u>の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>第16条第1項</u>に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職</p>	<p>(休憩時間)</p> <p>第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては45分、8時間を超える場合においては1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>休息时间</u>)</p> <p>第7条 <u>任命権者は所定の勤務時間のうち、規則で定める基準に従い、休息時間を置くものとする。</u></p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>第17条第1項</u>に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職</p>

員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 （略）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条 （略）

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

3 前2項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合

員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 （略）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第10条 （略）

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

3 前2項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合

において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4 （略）

（休日）

第10条 （略）

（休日の代休日）

第11条 （略）

において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4 （略）

（休日）

第11条 （略）

（休日の代休日）

第12条 （略）

2 (略)

(休暇の種類)

第12条 (略)

2 (略)

(年次有給休暇)

第13条 (略)

(1) ~ (3) (略)

2・3 (略)

(傷病休暇)

第14条 (略)

(1) ~ (3) (略)

(特別休暇)

第15条 (略)

(介護休暇)

第16条 (略)

2・3 (略)

(傷病休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第17条 (略)

2 (略)

(休暇の種類)

第13条 (略)

2 (略)

(年次有給休暇)

第14条 (略)

(1) ~ (3) (略)

2・3 (略)

(傷病休暇)

第15条 (略)

(1) ~ (3) (略)

(特別休暇)

第16条 (略)

(介護休暇)

第17条 (略)

2・3 (略)

(傷病休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第18条 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 (略)

(委任)

第19条 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第19条 (略)

(委任)

第20条 (略)

議案第2号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方自治法第241条等
<p>【趣旨】</p> <p>所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の賦課額の軽減について、平成21年度も実施されることとなり、その必要額等を国から交付金で受け入れるに当たり、同基金に積み立てる必要があり、その関連規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 基金の額 基金の額として国から交付を受ける高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を加える。</p> <p>(2) 処分 基金の処分について次の場合を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報の実施のための経費の財源に充てる場合。 ・きめ細やかな相談のための体制の整備を講ずるための経費の財源に充てる場合。 ・被扶養者であった被保険者に係る保険料の平成21年度における減額（平成20年度における激変緩和措置を継続した分）の財源に充てる場合。 ・被保険者均等割額の9割軽減の対象となる被保険者に係る保険料の平成21年度における減額（被保険者均等割額の7割軽減分を除く。）の財源に充てる場合。 ・所得割額の5割軽減の対象となる被保険者に係る保険料の平成21年度における減額の財源に充てる場合。 <p>(3) 失効期限 この条例の失効期限を「平成22年3月31日」から「平成23年3月31日」に変更する。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、埼玉県後期高齢者医療広域連合(以下「<u>広域連合</u>」という。)が国から交付を受ける高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の額とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が国から交付を受ける高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の額とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p>

第5条 (略)

(処分)

第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 平成20年度及び平成21年度における広域連合が行う後期高齢者医療の法第99条第2項の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額（法第99条第1項及び第2項並びに第111条に規定するものを除く。）のための財源に充てる場合
- (2) 前号に規定する被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額に関する広報啓発に要する費用その他法の円滑な施行のための準備経費等の財源に充てる場合
- (3) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び市町村（広域連合を組織する市町村をいう。以下同じ。）が実施する後期高齢者医療制度に関する説明会の開催並びに周知及び広報のための経費の財源に充てる場合
- (4) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び市町村

第5条 (略)

(処分)

第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 平成20年度における埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の法第99条第2項の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額（法第99条第1項及び第2項に規定するものを除く。）のための財源に充てる場合
- (2) 前号に規定する被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額に関する広報啓発に要する費用その他法の円滑な施行のための準備経費等の財源に充てる場合

において後期高齢者医療制度に関するきめ細やかな相談を実施するための体制整備を講ずるための経費の財源に充てる場合

(5) 平成21年度における埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が当該年度の賦課期日において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属するときに広域連合が行う被保険者均等割額の減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第10条第1項に規定する額を除く。）並びに条例第6条に規定する基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者であるときに広域連合が行う所得割額の減額のための財源に充てる場合

第7条 (略)

附 則

第1条 (略)

(この条例の失効)

第2条 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

第7条 (略)

附 則

第1条 (略)

(この条例の失効)

第2条 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）等
<p>【趣旨】</p> <p>所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減措置が国において決定され、その実施を図るため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 被保険者均等割額の軽減</p> <p>被保険者均等割額が7割軽減される世帯のうち、被保険者全員が高齢者医療の確保に関する法律施行令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合の被保険者に対し、被保険者均等割額の9割を軽減する。</p> <p>(2) 所得割額の軽減</p> <p>所得割を課する被保険者のうち、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者(具体的には年金収入153万円以上211万円を超えない者)に対し、その所得割額の5割を軽減する。</p> <p>(3) 被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料負担の軽減策の継続</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律第99条第2項に規定する被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割額の9割軽減を平成21年度においても継続する。</p>	
施行日	平成21年4月1日から施行する。
<p>【その他参考事項】</p>	

平成21年度以降の対応

【均等割】

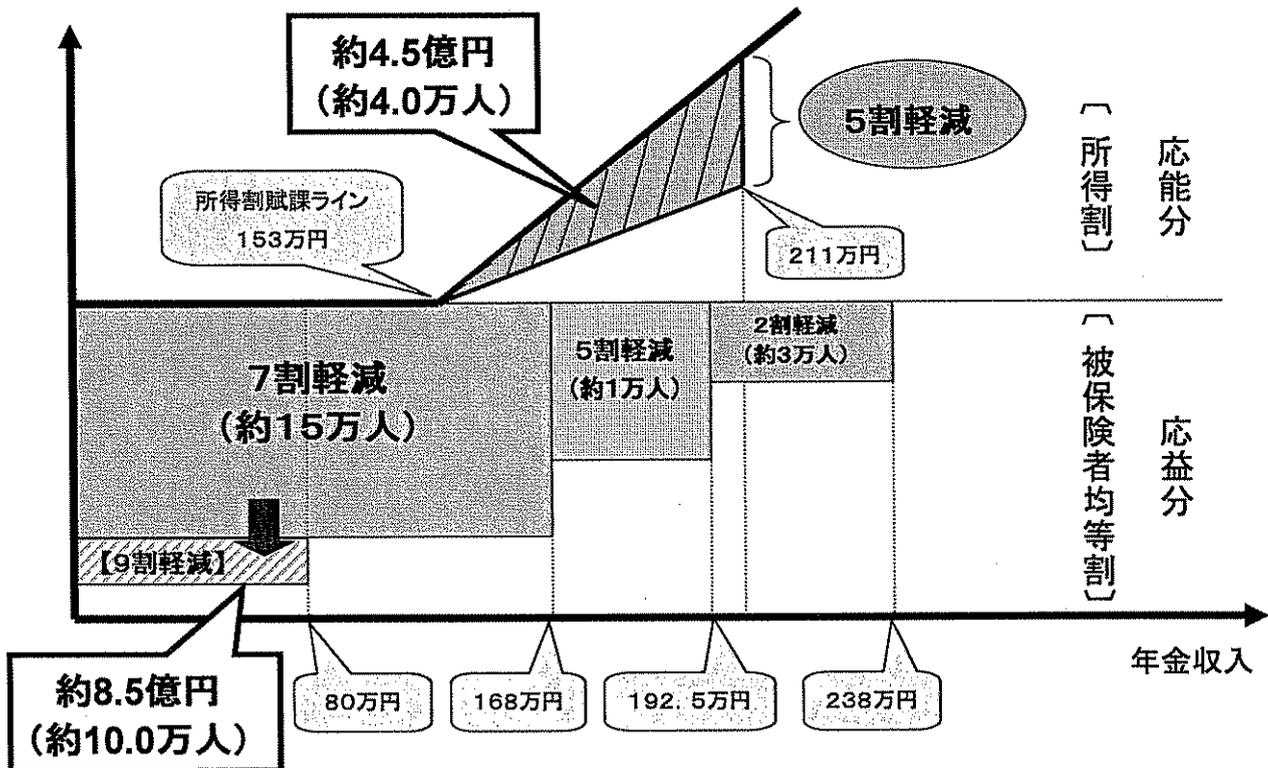
均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下（その他の各種所得がない）の場合に9割軽減する。

【所得割】

所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入153万円から211万円まで）について、5割軽減する。

【年金収入でみた軽減イメージ】

【夫婦世帯の例（妻の年金収入135万円以下の場合）】



※ 被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減策として、平成21年度は所得割額が賦課されず、均等割額が9割軽減される。【約9.6億円 (約6.8万人)】

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第4条 特定期間(法第116条第2項に規定する特定期間をいう。)における各年度の法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額(第14条又は第15条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される<u>所得割額又は被保険者均等割額</u>を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第5条～第13条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第4条 特定期間(法第116条第2項に規定する特定期間をいう。)における各年度の法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額(第14条又は第15条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される<u>被保険者均等割額</u>を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第5条～第13条 (略)</p>

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

- (1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（施行令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

- (1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（施行令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(1)の2 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が施行令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額

(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による

減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) 前各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

2 保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分

減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) 前3号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

3 前2項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第15条 被扶養者であった被保険者 (前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。) について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

2 (略)

第16条～附則第6条 (略)

第7条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について、第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、

2 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第15条 被扶養者であった被保険者 (前条第1項第1号及び第2号の規定による減額がされない被保険者に限る。) について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

2 (略)

第16条～附則第6条 (略)

第7条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について、第4条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、

「第14条若しくは第15条又は附則第8条、附則第10条、附則第11条、附則第12条若しくは附則第13条」とする。

附則第8条～附則第9条 (略)

(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第10条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 (略)

附則第11条～附則第12条 (略)

(平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保

「第14条若しくは第15条又は附則第8条、附則第10条、附則第11条若しくは附則第12条」とし、同条中「被保険者均等割額」とあるのは、「被保険者均等割額又は所得割額」とする。

附則第8条～附則第9条 (略)

(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第10条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対して課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 (略)

附則第11条～附則第12条 (略)

保険料の賦課の特例)

第13条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者
に対して課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条
の規定にかかわらず、当該年度分の保険料に係る被保険者均
等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た
額を控除した額とする。

2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取
得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して課する被
保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわら
ず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第
13条の規定により月割をもって算定した額とする。

3 前2項の規定により算定した額に10円未満の端数がある
ときは、当該端数を切り捨てる。